

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（改正法附則第二条第一項の政令で定める日）</p> <p>第四条 改正法附則第二条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 船舶バラスト水規制管理条約（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この号において同じ。）第十八条１の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（平成二十九年九月八日。以下この条において「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。） 条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（新法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。以下この条において「特定設備」という。）についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。以下この条において「新定期検査」という。）が開始される日（当該新定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる新定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日）又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日</p> <p>二 条約発効日前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての新定期検査が平成三十一年九月七日以前に行われるもの（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（旧法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。）についての旧法第十九条の三十六の規定による定期検査（旧法第十九条の四十六第二項の規定</p>	<p>附 則</p> <p>（改正法附則第二条第一項の政令で定める日）</p> <p>第四条 改正法附則第二条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一 船舶バラスト水規制管理条約（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この号において同じ。）第十八条１の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（以下この条において「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。） 条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（新法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。以下この号において「特定設備」という。）についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。以下この号において単に「定期検査」という。）が開始される日（当該定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての定期検査が開始される日。次号において「定期検査開始日」という。）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日</p> <p>二 次に掲げる船舶 平成二十八年において船舶引渡日（当該船舶が船舶所有者に対し引き渡された日をいう。）に相当する日以後の定期検査開始日（平成二十七年十二月三十一日までに船舶バラスト水規制管理条約が効力を生じないときは、条約発効日以後の定期検査開始日）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日</p> <p>イ 平成二十年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであつ</p>

により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。） 条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての新定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日

（特定現存船に関する経過措置）

第五条 特定現存船（前条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換排出をいう。）を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）からの有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。）については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条第一項本文（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 特定現存船については、前条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、新法第十七条の二（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四十一第一項（新法第十七条の二第二項に規定する有害水バラスト処理設備（以下この条において「有害水バラスト処理設備」という。）に係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第三項（それぞれ有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 特定現存船についての新法第十九条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の政令で定める日以後初めて」とする。

第六条～第九条（略）

て、水バラストの積載のためのものをいう。ロにおいて同じ。）の容量が千五百立方メートル未満であるもの又は五千立方メートルを超えるもの

ロ 平成二十一年一月一日以後平成二十三年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、水バラストタンクの容量が五千立方メートル以上であるもの

（新設）

第五条～第八条（略）